岐阜市災害時救援物資輸送計画

平成２５年　２月策定
平成２６年　１月改訂
平成２６年１２月改訂
平成２７年１２月改訂
平成２８年　８月改訂
平成３０年　２月改訂
平成３１年　３月改訂
令和　２年　３月改訂
令和　３年　３月改訂
令和　４年　３月改訂

岐　　阜　　市

－　目　次　－

＜はじめに＞・・・

＜はじめに＞

平成２３年３月に発生した東日本大震災は、「超」広域で被害が発生し、発生直後から多数の応援部隊（自衛隊、広域緊急救助隊（警察）、緊急消防援助隊をはじめ、水道職員、医師、保健師、清掃職員等の専門職員）が全国から被災地に集結した。岩手県の内陸と沿岸の中間地にあたる遠野市では、早くから宮城県沖地震を見据えた後方支援拠点整備構想を掲げ、大規模な訓練を重ねていたため、地震発生直後から自衛隊などの応援部隊が同市の遠野運動公園に集結し、迅速な応援活動を展開するなど、同市は沿岸被災地の後方支援拠点として、重要な役割を果たした。

一方、平成７年に発生した阪神・淡路大震災では、神戸市災害対策本部に２ヵ月あまりの間で約４３万個の小包（救援物資）が届けられ、輸送拠点と倉庫だけで最大22,400平方メートル分の建物を確保しなければならなかった。また、平成１６年の新潟中越地震でも、県の保管施設の準備がなかったため、救援物資が一時的に集積された新潟空港に滞留し、円滑な配分が１週間程度行われなかった。

これらの教訓を踏まえ、岐阜県は、大規模災害が発生した場合に想定される県外からの救援物資や警察、消防、自衛隊などの応援部隊の受入れ体制について、岐阜県が県外からの応援を受け入れる場合の基本ルールとして、「岐阜県災害時広域受援計画」（H24.6)を定めた。

これに併せて、岐阜市においても、災害時における円滑な救援物資の輸送が大変重要であることから、本計画を策定し、岐阜市が被災した場合に救援物資が滞留しないための交通応急対策と輸送対策の基本的なルールを定めることとする。

また、平成２８年に発生した熊本地震では、支援物資の仕分けに人手がとられ、配布する職員が不足し、避難所への支援物資の配布が遅延した。この教訓も踏まえ、新たに強化対策を定めることとする。

＜交通応急対策計画＞

（基本的な事項）

1　基本的な考え方

(1)　本計画は、岐阜市地域防災計画及び岐阜市業務継続計画（ＢＣＰ）に基づき、必要な事項を定めたものである。

(2)　本計画に基づき、地震等大規模災害発生時に予想される道路、橋梁等の交通施設の被害に対し、速やかに輸送道路の確保等を図るとともに、被害状況に応じて適切に対応する。

(3)　本計画は、国、県等の関係機関の体制の変更、地域防災計画等の改正に応じて、定期的に見直しを行う。

（実施内容）

1　輸送道路の確保

(1)　道路施設の被害状況の把握

道路管理者は、災害発生後速やかに道路パトロールを実施し、道路及び交通の状況を把握する。

市本部は、県、警察等から道路に関する情報を入手し、救援、災害復旧体制の早期確立を図る。

(2)　道路施設の情報の提供

地震災害等が発生した場合に道路管理者は、災害発生箇所、災害の概要、通行規制状況、う回路等の情報について、道路情報板、道路情報ネットワーク、防災行政無線等により迅速かつ的確に道路利用者、防災関係機関等に情報提供を行う。

(3)　放置車両等の撤去等

警察官は、一般の車両等が緊急通行車両の通行の障害となることにより、地震災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがある場合は、当該車両等を道路外の場所に移動するよう命じる。なお、当該車両等の所有者等がその場にいない場合は、警察官が自ら移動させる。この場合において、警察官がその場にいない場合は、消防吏員が警察官に代わって当該措置を行う。

(4)　道路啓開の実施

基盤整備部は、地震災害のため道路が被害を受け、交通に支障がある場合は、速やかに応急復旧作業を行う。

(5)　警備事業者との連携

本部事務室は、緊急輸送の確保のため必要がある場合は、交通誘導の専門的知識を有する警備業者を活用し、輸送道路の確保に関する交通誘導業務を行う。

□道路パトロール、被害状況の把握　　発災～3時間

※職員は参集の際、道路の被害状況等の情報収集を行い、基盤整備部対策室へ情報提供を行う。

【状況調査】
・道路・橋梁等の被害状況調査
・交通不能個所調査

状況に応じて支援要請 →

協定書・覚書に基づき、必要な支援要請

参集職員によるチーム編成

※調査初動時は**道路維持課、道路建設課**及び**広域事業推進課**の**合同パトロール班**を編成する。
※広域事業推進課からの応援職員を含んで班編成する。
※１班３人体制とする。

調査項目
１．道路・橋梁等の被害状況　　※調査対象橋梁３１橋
２．周辺被災状況（道路、ライフライン等）
３．道路通行状況（不能個所の把握）
※調査順位は、「パトロール区域図」に示す。

防災情報システムへの入力を行い（入力画面：図１）、被害状況集計表（様式：図２）を出力する。

↓

調査結果の集約及び基盤整備政策課への報告(※１)

（※１基盤整備部対策室（１６階南東角会議スペース）の担当業務）

↓

調査結果の集約及び本部事務室への報告(※１)

応急優先順位
１．緊急輸送道路、重要物流道路（橋梁含む）
２．１級幹線市道（橋梁含む）
３．２級幹線市道（橋梁含む）

↓

応急復旧方針の決定（本部事務室の業務）

→
・応急復旧について、国・県等関係機関への連絡・調整（必要な場合）
・協定書・覚書等に基づき、修繕依頼書「様式２」により応急復旧依頼（業者等への連絡・調整）

↓

応急復旧作業着手

※緊急輸送道路（国・県道部分）の復旧に関しても、関係部局と密に連携を図り、早急に応急復旧作業に着手してもらう。

※　応急復旧作業の現場指揮及び作業完了までの対応はパトロールを行った班で対応する。

↓

応急復旧作業完了の報告

留意事項

（１） 基盤整備部所管の河川、道路、橋梁及び各施設について、防災情報システムにより対応内容の確認と把握を行い、対応状況等に混乱が生じないよう基盤整備部内の被害状況情報の一元化を図り、応急復旧対策を実施する。

（２） 道路維持課、道路建設課及び広域事業推進課を含めた職員により班編成を行い、各班はパトロール区域図の区域をパトロールする。参集状況によりすべての区域（7区域）をパトロールするための班編成ができない場合であっても、3時間以内にパトロール区域①～③を優先してパトロールを開始し、6時間以内にはすべての区域（7区域）のパトロールを開始できるように、必要に応じて他部からの応援職員を補充して班編成を行う。

（３）事務所使用不能時の仮事務所の（場所：業務継続計画による）確保

・第１候補　　消防本部・中消防署合同庁舎（本部事務室 代替施設と同様）

・第２候補　　上下水道事業部 庁舎（新耐震基準対応済み）

（４）報告書等は紙ベースを併用するなど、システムダウン時の処理方法について検討、確立しておく。

（５）紙ベースの様式や筆記用具等を必要量事前にストックしておく。

（６）調査時には必ず**住宅地図を携行**すること。

※協定書・覚書及び業者連絡先一覧表は、巻末【資　料】 を参照

様式１　道路等被害状況調査書（パトロール報告）

エリア	
整理番号	―
住宅地図	南・北Ｐ．　（　　－　　）

調査日時	令和　　年　　月　　日　　午前・午後　　時　　分	外部通報（通報者連絡先）	
被災区分	□道路・□橋梁・□河川・□急傾斜・□地すべり・□その他（　　）	住所：　　氏名：　　電話番号：	
被災箇所	住所　　地先	持ち物	
現地確認者	課名　　役職　　氏名	□電話or無線機　□カメラ　□筆記用具　□コンペックス　□巻尺　□ポール・スタッフ	
本部連絡者	課名　　役職　　氏名	□野帳　□懐中電灯	

被害状況

○道路　路線名　　**本部への緊急要請　□不要　□必要**

車両通行	□通行可　□片側通行可　□全面通行不可（ □ 歩行者のみ通行可 ）	
破損状況	□地割れ	（延長：　　m　幅　　m　深さ　　m）
	□段差	（延長：　　m　幅　　m　深さ　　m）
要救助者	□無・□有	
救援要請	□要・□否	
出動状況	□消防　□警察　□自衛隊　□水防団　□その他（　　）	

特記事項　：障害物の有無、陥没箇所の有無、路肩・法面の状況等を記入する

障害物　□無　・　□有（　　）

陥没箇所　□無　・　□有（直径　　m、深さ　　m　）

路肩・法面崩壊　□無　・　□有　（全幅員　　m、通行可能幅　　m）

○橋梁　橋梁名（路線名）　　橋

（□国道　□県道　□市道　　線）

車　両　□通行可・□通行不可

調査結果　**本部への緊急要請　□不要　□必要**

橋面	路面の段差	□無・□有
	橋台周辺地盤の沈下	□無・□有
	高欄の破損・欠損	□無・□有
	伸縮装置の破損	□無・□有
	舗装のひびわれ	□無・□有
桁下面	コンクリート部材の鉄筋露出・ひびわれ	□無・□有
	鋼部材の破断・亀裂・破損	□無・□有
	支承の沈下・傾斜・ボルト抜け	□無・□有
橋台 橋脚	躯体の沈下・傾斜	□無・□有
	コンクリート部材の鉄筋露出・ひびわれ	□無・□有
その他		□無・□有
		□無・□有

○急傾斜　急傾斜地名

車　両　□通行可・□通行不可

調査結果　**本部への緊急要請　□不要　□必要**

状況	倒木の状況	□無・□有
	枝の落下状況	□無・□有
	通行帯に木又は枝	□無・□有
	小石の落下状況	□無・□有
	斜面に亀裂	□無・□有
擁壁	亀裂又は損傷	□無・□有
	防護柵の破損	□無・□有
	土砂の堆積	□無・□有
水	斜面からの流出	□無・□有
	水のにごり	□無・□有
その他		□無・□有
		□無・□有

写真・ポンチ絵

ポンチ絵

写真①

写真②

パトロール時の注意点

○安全第一（自己の安全確保を優先）

○写真撮影（全景・近景、延長・幅員が見やすいように！　後から活用しやすいように配慮）

（※裏面参照）

パトロール後の対応

担当者　課名　　氏名

現場対応　有　・　無

対応内容

依頼業者　　担当者

総括番号	終了印
―	

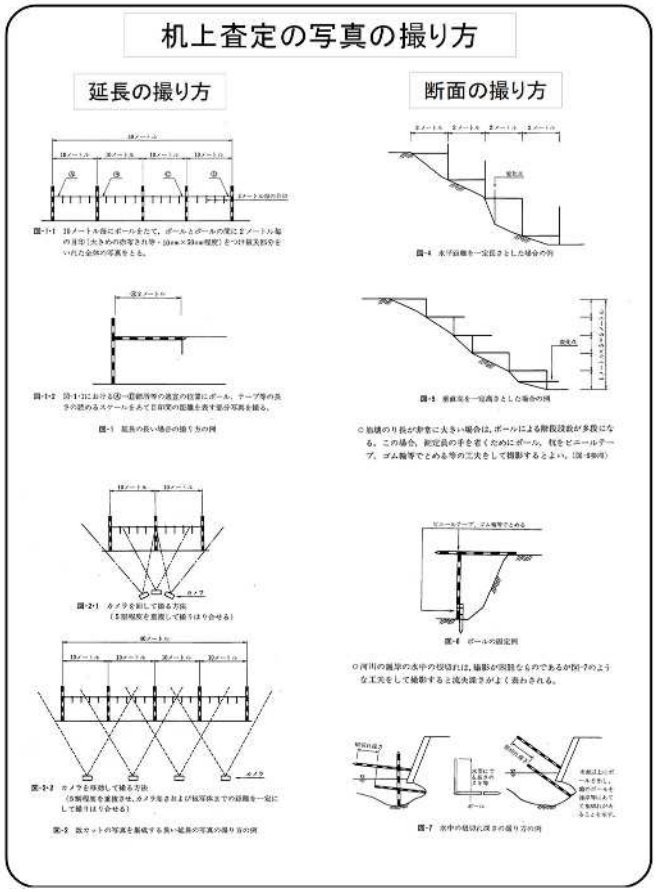

図１　防災情報システム　入力画面

図２　被害情報集計表様式（防災情報システムにて出力）

被　害　状　況　集　計　表
令和３年１０月１７日総合防災訓練

道路冠水	道路通行止	浸水	河川越水	崖崩れ	土砂流出	人的被害	家屋浸水	被害状況なし	その他被害 倒木	道路	道路付属物	民間工作物	電線電柱	その他	整理番号	記録番号	発生日時 月日	発生日時 時間	発生場所	被害の状況	対応状況 未対応	対応中	対応済	部	班	備考
	○								○						例	1	○月○日	15:00	○○町○丁目○○番地	倒木による道路閉塞						
2	1	4	0	0	1	0	1	0	1	2	0	3	0	6	集計						8	21	16			
															1	2890	8月24日	15:11	岐阜県岐阜市市橋6丁目6				○	まちづくり推進部	公共建築整備班	
		○													2	2896	8月24日	15:11	岐阜県岐阜市下崎興1丁目 西部コミセン				○	まちづくり推進部	公共建築保全班	
															3	2898	8月24日	15:11	岐阜県岐阜市古市場 黒野小学校				○	まちづくり推進部	公共建築保全班	
															4	2892	8月24日	15:11	岐阜県岐阜市栗矢田町1丁目			○		まちづくり推進部	まちづくり推進政策班	
	○								○	○					5	2893	8月24日	15:11	岐阜県岐阜市大洞桜台1丁目				○	まちづくり推進部	住宅班	
															6	2900	8月24日	15:11	岐阜県岐阜市則武中3丁目13 則武保育所			○		まちづくり推進部	公共建築整備班	
												○			7	2895	8月24日	15:11	岐阜県岐阜市金町4丁目 ファミリーマート岐阜西柳ケ瀬支店付近			○		まちづくり推進部	まちづくり推進政策班	
												○			8	2894	8月24日	15:11	岐阜県岐阜市鏡島中2丁目9				○	まちづくり推進部	空家対策班	
										○					9	2891	8月24日	15:11	岐阜県岐阜市徹明通1丁目 柳ケ瀬ドン・キホーテ				○	まちづくり推進部	建築指導班	
															10	2899	8月24日	15:21	岐阜県岐阜市金町8丁目			○		まちづくり推進部	開発指導景観班	
															11	2897	8月24日	15:22	岐阜県岐阜市中西郷4丁目 西郷小学校				○	まちづくり推進部	公共建築整備班	
														○	12	2906	8月30日	9:30	岐阜県岐阜市長良 長良川うかいミュージアム			○		まちづくり推進部	公共建築整備班	

様式２

岐阜市基盤整備部

TEL:058-265-4141　FAX:058-264-1780

■ 修繕依頼書

依頼番号

依頼日時	月　日　時　分	**依頼業者名**	**様**
市担当者			
住所	岐阜市	FAX番号	

要望内容　・道路修繕[陥没、段差、その他（　　）]
・橋梁修繕[段差、破損（　　）、沈下（　　）、ひび割れ（　　）、その他（　　）]
・その他（　　）

修繕希望時期　至急、今日中、3日、1週間、その他（　　）

添付図の有無　☐ あり　☐ なし

伝達方法　☐ 電話　☐ FAX

備考欄

■ 依頼確認

☐　可　　☐　不可

実施可能か報告をお願いします。

備考欄

■ 完了報告

月　日

修繕が完了しましたら、報告をお願いします。

備考欄

関係業者等一覧表

業　者　名	所　　在　　地	電話番号	ＦＡＸ
日本自動車連盟中部本部岐阜支部	岐阜市六条江東2-4-11	058-277-1121	-
岐阜土木工業会	岐阜市杉山町２番地（事務局）	058-265-0411	058-265-0413
岐阜市土木企業共同体	岐阜市折立北浦294番地（代表：同和建設㈱）	058-239-6585	058-230-1198
岐阜県橋梁会	岐阜市六条大溝３-１３-３（代表：㈱安部日鋼工業）	058-271-2092	058-274-8952
岐阜市北部建設ＣＳＲ推進協議会	岐阜市岩崎８０６番地３（代表：㈱大村建設）	058-237-2811	058-237-5893
日本建設機械レンタル協会中部支部	名古屋市中区栄１－１４－１４御園パレス３Ｆ３０２	052-203-1657	-
岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	岐阜市田端町1番地の12	058-248-1895	058-240-4888
岐阜県測量設計業協会	岐阜市六条南2丁目11番1号	058-274-4795	058-276-1224

関係防災情報一覧表

情　　報	機関	入手先名（機関名）	電話番号
行政情報	消防	岐阜市消防本部	058－262－7161
		岐阜南消防署	058－272－2012
		岐阜中消防署	058－262－7165
		岐阜北消防署	058－231－5308
	警察	岐阜南警察署（交通課 交通規制係）	058－276－0110
		岐阜中警察署（交通課 交通規制係）	058－263－0110
		岐阜北警察署 （交通課 交通規制係）	058－233－0110
		岐阜羽島警察署（柳津町）（交通課 交通規制係）	058－387－0110
	国	国土交通省中部地方整備局　岐阜国道事務所	058－271－9811（総務課）
		国土交通省中部地方整備局　木曽川上流河川事務所	058－251－1321（総務課）
		〃　　長良川第1出張所	058－231－9051
	県	岐阜県危機管理部危機管理政策課岐阜地域防災係	058－272－1121
		岐阜県 県土整備部 建設政策課（道路、河川関連）	058－272－1111
		岐阜県 都市建築部　都市整備課（街路関連）	058－272－8664
		岐阜土木事務所 総務課	058－214－9525
		〃　　施設管理課	058－214－9602

関係防災情報入手先一覧表

情　　報	機関	入手先名（機関名）	電話番号
交通情報	道路	中部運輸局 岐阜運輸支局 岐阜県警察本部 中日本高速道路株式会社（ＮＥＸＣＯ）	058－279－3716 058－271－2424 052－222－1620
	鉄道	ＪＲ東海　岐阜駅 名鉄　岐阜駅	
	バス	岐阜乗合自動車株式会社	058－266－8822
ライフライン	電気	中部電力パワーグリッド　岐阜営業所	0120－98－5910
	ガス	東邦ガス　岐阜営業所	058－272－2166
	水道	岐阜市上下水事業部	058－259－7878
	電話	西日本電信電話　岐阜支店	058－214－8417
気象情報	気象	岐阜地方気象台［天気相談］（気象予警報 177）	058－271－4107
【国土交通省】防災情報提供センター[ホームページ] http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/			

警備会社連絡先一覧表　（一般社団法人 岐阜県警備業協会　加盟会員）

会社名	住所	連絡先
日本ガード（株）	岐阜市茜部中島 2-66-6	058-274-0110
オリエント警備保障（株）	岐阜市金園町 10 丁目 39 番地	058-248-5781
（株）技研サービス	岐阜市宇佐南 3-6-20	058-271-3141
（株）ダイヤモンド警備	岐阜市下西郷 1 丁目 170-1	058-293-5115
（株）大警	岐阜市瑞雲町 4 丁目 17 番地	058-247-0001
（株）名光ピクト	岐阜市中鶉 2 丁目 28 番地 1	058-274-4800
（株）KBS セキュリティーサービス	岐阜市中鶉 2 丁目 84 番地	058-272-7837
（有）カンキョーテクノ	岐阜市椿洞 713-1	058-295-2757
華陽警備保障（株）	岐阜市蔵前 3 丁目 20 番 10 号	058-247-8300

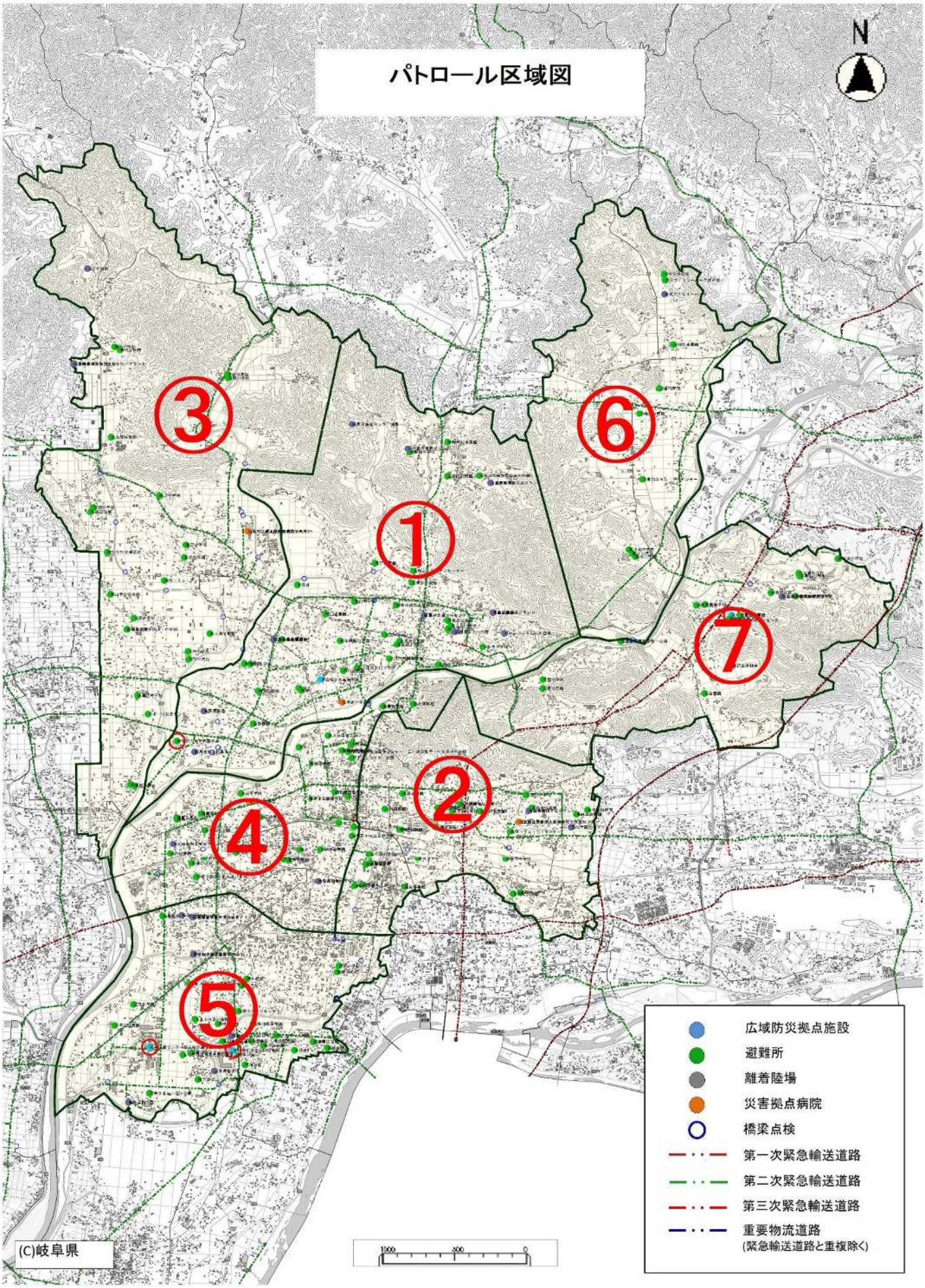
パトロール区域図
N
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
広域防災拠点施設
避難所
離着陸場
災害拠点病院
橋梁点検
第一次緊急輸送道路
第二次緊急輸送道路
第三次緊急輸送道路
重要物流道路
(緊急輸送道路と重複除く)
(C)岐阜県

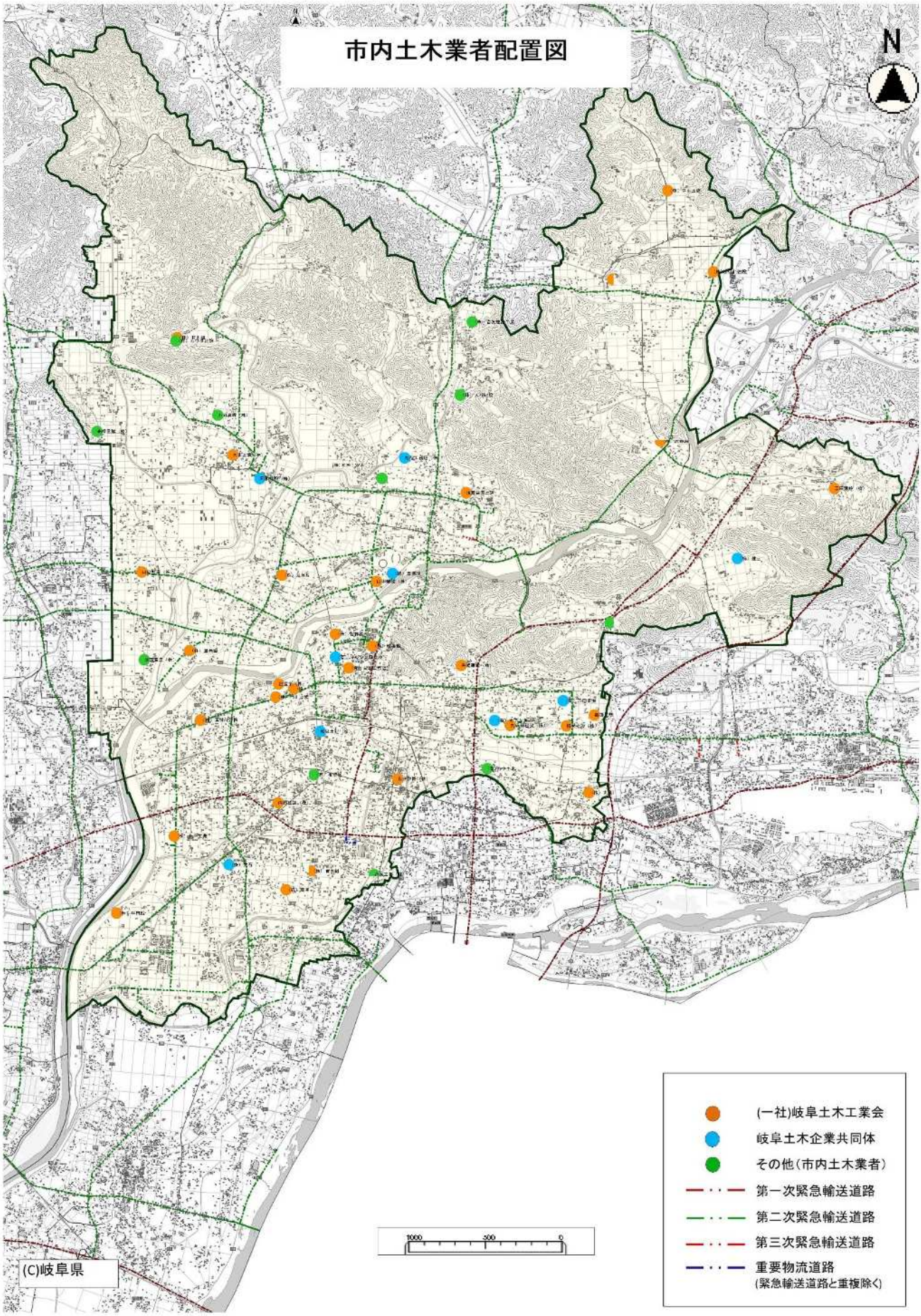
市内土木業者配置図
N
(一社)岐阜土木工業会
岐阜土木企業共同体
その他（市内土木業者）
第一次緊急輸送道路
第二次緊急輸送道路
第三次緊急輸送道路
重要物流道路
(緊急輸送道路と重複除く)
1000
500
0
(C)岐阜県

２　発見者等の通報

(1)　発見者等の通報

地震等災害発生時に、道路施設の被害等により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は市本部に通報する。

□警察

・岐阜県警本部（交通部 交通規制課 交通管制センター）…　058-271-2424（代表）
・岐阜南警察署（交通課 交通規制係 ）　…　058-276-0110
・岐阜中警察署（交通課 交通規制係 ）　…　058-263-0110
・岐阜北警察署　（交通課 交通規制係 ）　…　058-233-0110
・岐阜羽島警察署（柳津町）（交通課 交通規制係）　…　058-387-0110

(2)　市本部における措置

市本部は、通報を受けたとき、市道にあっては速やかに必要な範囲の規制をするとともに、その旨警察機関に連絡し、その他の道路にあっては、その路線管理機関又は警察機関に通報する。

□国（道路管理者等）

・国土交通省中部地方整備局 岐阜国道事務所　…　058-271-9811(総務課)
・国土交通省中部地方整備局 木曽川上流河川事務所　…　058-251-1321(総務課)
・国土交通省中部地方整備局 長良川第一出張所　…　058-231-9051
・岐阜県危機管理部防災課岐阜地域防災係　…　058-272-1129
・岐阜県 県土整備部 建設政策課（道路、河川関連）　…　058-272-1111
・岐阜土木事務所 総務課（市町村担当）　…　058-214-9525

３　交通規制の実施

(1)　規制の種別

ア　道路法に基づく規制(第46条第１項)

道路管理者は、道路施設の破損、決壊等により、その保全又は交通の危険を防止するため必要があると認められる場合は、道路の通行を禁止し、又は制限する。

イ　道路交通法に基づく規制(第4条から第6条)

県警察は、災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため必要があると認められる場合は、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。

ウ　災害対策基本法に基づく規制(第76条)

県公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認められるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(2)　規制の実施者等

規制の実施は、関係道路管理者と警察機関と密接な連絡をとり、特に規制の時期を失しないよう留意し、次の区分により行う。

区　分	実　施　者	範　　囲
道路管理者	国(岐阜国道事務所)	一般国道21号、22号、156号
	県(県支部土木班)	国道(国が管理するものを除く。) 県道
	市本部(土木管理課)	市道
警察機関等	公安委員会(県本部警察部)	隣県に影響を及ぼす規制、規制区域が2警察署以上にわたるもの又は期間が1ヵ月を超えるもの
	警察署長(県支部警察課)	自署の管轄区域内であり、かつ、適用期間の短い(1ヵ月以内)規制

(3)　応急的な規制

ア　市本部は、市道において規制をするいとまのない場合は、直ちに道路交通法に基づき規制を実施するよう警察関係機関に通報する。

イ　市長は、「災害対策基本法」第60条により避難の指示をし、又は同法第63条により警戒区域を設定し、立ち入りを制限し、若しくは禁止し、退去を命ずる等の方法によって応急的な規制を行う。この場合において市本部は、できる限り速やかに道路管理者又は警察機関に連絡して、正規の規制を行う。

(4)　交通規制の周知徹底

道路管理者は、交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等にかかる区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底する。

4　規制実施の報告等

(1)　報告系統

基盤整備部は、交通規制を行ったときは、県支部土木班に報告するとともに、県支部警察班に通知する。

【県支部土木班】

・岐阜県危機管理部危機管理政策課岐阜地域防災係 … 058-272-1121

・岐阜土木事務所 施設管理課　道路管理第1,第2係　… 058-214-9602

・岐阜土木事務所 総務課　… 058-214-9525

【県支部警察班】

・岐阜南警察署（交通課 交通規制係）　… 058-276-0110

・岐阜中警察署（交通課 交通規制係）　… 058-263-0110

・岐阜北警察署　（交通課 交通規制係）　… 058-233-0110

・岐阜羽島警察署（柳津町）（交通課 交通規制係）　… 058-387-0110

(2)　基盤整備部は、報告、通知等に当たっては、次の事項を明示して行う。

ア　禁止、制限の種別と対象

イ　規制する区間又は区域

ウ　規制する期間

エ　規制する理由
オ　迂回路の道路、幅員、橋梁の状況等

５　規制の標識等

規制を行ったときは、その実施者は、(1)により標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、(2)の方法により、応急的に通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置をとるとともに、警察官等が現地で規制を行う。

(1)　規制標識

「道路法」又は「道路交通法」等（「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日号外総理府、建設省令第3号）」及び「道路交通法施行令（昭和35年10月11日政令第270号）」第1条の2の規定又は「災害対策基本法」）によって規制したときは、「災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）」様式第２の規制標識を設置する。

(2)　規制条件の表示

道路標識（様式適宜）に、次の事項を明示して表示する。

ア　禁止、制限の対象
イ　規制する区間又は区域
ウ　規制する期間
エ　規制する理由
オ　う回路の表示

６　車両の移動

(1)　車両等の移動命令

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある時は、対象とする区間を指定し、運転車等に対し、車両等の移動の命令を行う。（災害対策基本法第７６条の６）

(2)　指定区間の通知

道路管理者は、車両等の移動の命令を行う区間を指定したときは、情報板、ラジオ、防災行政無線などの手段により、指定区間内に周知する。

(3)　道路管理者による車両等の移動

車両の占有者等が措置をとらない場合や燃料切れ等で措置をとることができない場合、又は運転者がいない場合等においては、道路管理者自らが、車両等の移動を行う。その際、やむを得ない範囲で車両等の破損、他社の土地の一時使用及び障害物の除去をすることができる。

(4)　措置に伴う損失補償

車両等の移動に際し、車両等の破損、他社の土地の一時使用及び障害物の除去を行っ

た場合には、道路管理者は損失の補償を行う。

7　緊急通行車両の届出等

(1)　緊急通行車両の届出等

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、別に定める「緊急通行車両等確認申請書」を県又は県公安委員会に提出する。なお、県又は県公安委員会は、緊急通行車両であると認定したときは、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を申請者に交付する。

参考：「緊急通行車両確認証明書」、「標章」

(2)　事前届出制度

都市防災部は、緊急通行車両として使用する車両について事前に県公安委員会に届出を行い、「事前届出済証」の交付を受け、災害時には、県公安委員会に「事前届出済証」を提示し、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。

(3)　標章の掲示

緊急通行する車両は、「標章」を当該車両の見やすい箇所に掲示するとともに、「緊急通行車両確認証明書」を当該車両に備える。

8　道路啓開

(1)　道路啓開の実施

道路啓開は、路線、区間等の内容を明らかにし、災害協定業者等に依頼する。

(2)　道路啓開用資機材の確保

市があらかじめ保有する資機材、災害協定業者が保有する資機材の使用を原則とするが、県の災害時応急対策用資機材備蓄拠点の資機材に余裕がある場合、市で使用できる場合があるため、必要に応じ窓口となる岐阜土木事務所に連絡する。

参考：岐阜県災害時応急対策用資機材備蓄拠点等設置等要綱

〈緊急通行車両確認証明書〉

<table>
<tr><td colspan="4">第　　号
年　　月　　日
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書
知　　事 ㊞
公安委員会 ㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使　用　者</td><td>住　所</td><td colspan="2">（　）　局　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">通　行　日　時</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">通　行　経　路</td><td colspan="2">出　発　地</td><td>目　的　地</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本工業規格 A5 とする。

〈標章〉

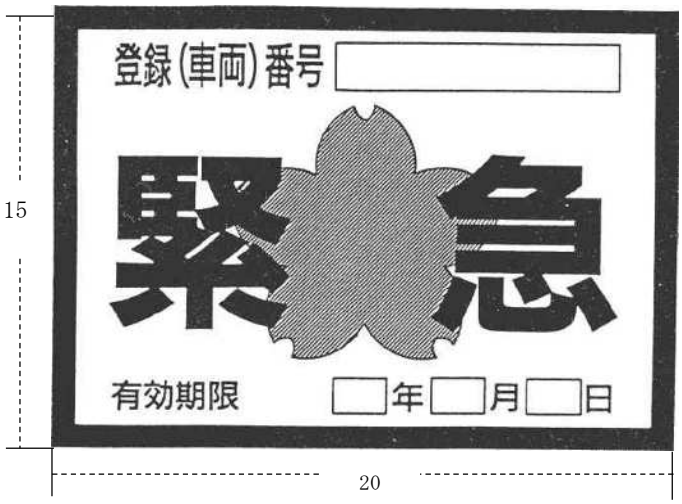

単位（cm）

1　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

＜輸送対策計画＞

（基本的な事項）

１　基本的な考え方

(1)　本計画は、岐阜市地域防災計画及び岐阜市業務継続計画（ＢＣＰ）に基づき、必要な事項を定めたものである。

(2)　本計画に基づき、地震等大規模災害発生時に予想される道路、橋梁等の交通施設の被害に対し、滞留防止対策等を図るとともに、被害状況に応じて適切に対応する。

(3)　本計画は、国、県等の関係機関の体制の変更、地域防災計画等の改正に応じて、定期的に見直しを行う。

（実施内容）

１　災害輸送の種別

災害輸送は、次の種別のうち、最も適切な方法により実施する。

(1)　貨物自動車、乗合自動車等自動車による輸送

(2)　鉄道、軌道による輸送

(3)　舟艇による輸送

(4)　飛行機による空中輸送

(5)　賃金職員等による輸送

２　輸送力の確保等

災害輸送のための自動車等輸送力の確保は、概ね次による。

(1)　確保順位

ア　市有車両

イ　農業協同組合等公共的団体所属の車両

ウ　事業者所有の車両

エ　その他自家用車両等

(2)　事業用貨物自動車の借り上げ

ア　小型車両　本部事務室（連絡班）及び県本部

イ　大型車両　県本部

ただし、緊急を要するときは、直接大型車両を借り上げ使用する。

(3)　鉄道、軌道による確保

道路の被害等により、自動車の輸送が不可能なとき、洪水時に人員を輸送する場合又は物資、資材等の確保が他府県等遠隔地のため鉄道等によって輸送することが適当なときは、本部事務室（連絡班）において調整を図る。なお、鉄道による輸送の場合は、「鉄道運賃減免実施基準」に定める要領を参考に実施する。

(4)　舟艇の確保、船員の確保

個人所有の舟艇の借り上げは、基盤整備部が鵜飼観覧船事務所の協力を得て、現地において避難した世帯のものを優先して借り上げて確保する。

(5)　空中輸送

本部事務室は、一般交通途絶等に伴い緊急に空中輸送が必要なときは、県本部に輸送条件を示して要請する。

(6)　賃金職員等による輸送

ア　賃金職員等による労力の確保

車両等による輸送が不可能なときは、賃金職員等により輸送する。輸送のための労力の確保は、**岐阜市地域防災計画地震対策計画第３章第２節第２項技術者等の雇上げ**に定めるところによる。

□岐阜市地域防災計画 抜粋

第２項　技術者等の雇上げ

【実施担当部】

1　関係各部（担当業務ごとに、各班において実施）

〈方針〉

災害応急対策の実施が、本部事務室の職員及び奉仕団員の動員のみでは労力的に不足し、又は特殊な作業のため技術的な労力が必要なときに労務者等を雇上げ、災害応急対策に当たらせる。

〈実施内容〉

１　雇上げの許可等

雇上げの実施については、事前に本部事務室長の許可を得るものとし、許可を得るいとまのないときは、事後においてその都度本部事務室に報告する。

２　給与の支払

賃金等の給与額は、その時における地域の慣行料金以内(職業安定所の業種別標準賃金以内)によることを原則とするが、法令その他により別に基準のあるものは、これによる。

３　労務者従事記録

労務者を雇上げた班は、次の記録を作成し、整備保管する。

(1)　労務者出役表**（様式３号）**

日々の出役の状況を確認記録する。

(2)　賃金台帳**（様式４号）**

日々の出役状況を記録し、賃金等の計算、支払状況等を記録する。

4　災害救助法による基準等

災害救助法による救助実施のための賃金職員雇上げの範囲その他の基準等は、次による。

(1)　賃金職員雇い上げの範囲

ア　被災者避難のための賃金職員

原則として認めないが、市本部長の指示による避難で、特に誘導賃金職員を必要とするとき。

イ　医療及び助産の移送賃金職員

医療班では処置できない重症患者若しくは医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者を病院、診療所に運ぶための賃金職員又は医療班の移動に伴う賃金職員（医療班員を背負って急流を渡るような賃金職員）を必要とするとき。

ウ　被災者の救出

被災者を救出するための賃金職員を必要とするとき及び被災者救出に必要な機械器具、資材の操作又は後始末に賃金職員を必要とするとき。

エ　飲料水の供給

飲料水供給のための機械器具の運搬操作、あるいは飲料水を浄水するための医療品の配布等に賃金職員を必要とするとき。

オ　生活必需物資の支給

被服、寝具その他生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊出用品（食料品、調味料品、燃料）の整理（種類別、地区別の区分、整頓、保管）、輸送（積降ろし、上乗、運搬）又は配分に賃金職員を必要とするとき。

カ　遺体の捜索

遺体の捜索に賃金職員を必要とするとき及び捜索に要する機械器具その他資材を操作し、又は後始末に賃金職員を必要とするとき。

キ　遺体の処理等

遺体の洗浄、消毒等の処置又は遺体を仮安置所まで輸送するため等に賃金職員を必要とするとき。

上記以外の救助作業のため賃金職員の必要が生じたときは、県支部救助班を経由して県本部防災班、管理班に範囲外賃金職員について要請する。

県本部防災班は、要請その他により範囲外賃金職員を認めたときは、内閣総理大臣にその旨を申請し、承認を得て実施することを原則とする。なお、要請、申請に当たって、次の事項を明示して行う。

(ｱ)　賃金職員の雇上げを要する目的又は救助種目

(ｲ)　賃金職員の所要人数

(ｳ)　雇上げを要する期間

(ｴ)　賃金職員雇上げの理由

(ｵ)　賃金職員雇上げを要する経費

(2)　賃金職員雇上げの期間

各救助の実施期間中とする。

(3)　費用の限度

同項２　給与の支払に示す費用による。

(4)　報告その他事務手続き

各班は、賃金職員を雇上げたとき「救助日報」**（様式５号）**により、毎日その状況を県支部救助班を経由して県本部防災班に報告する。なお、賃金職員雇上げに関する記録は、「労務者従事記録」**（様式６号）**によるが、災害救助分については、判然と区分し整頓する。

イ　強制従事による輸送力の確保

一般の方法により、自動車等輸送力の確保ができないときは、強制命令を執行して確保する。強制従事の方法は、**岐阜市地域防災計画地震対策計画第３章第２節第３項従事命令等**に定めるところによる。

□岐阜市地域防災計画（地震対策計画）　抜粋

第２節第３項　従事命令等

【実施担当部】　１　消防本部　２　基盤整備部　３　関係各部

〈方針〉

地震災害応急対策実施のための要員が、一般の動員や災害対策作業員の雇上げ等の方法によってもなおかつ不足し、他に供給の方法がないとき若しくは緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を執行する。

〈実施内容〉

１　従事命令等の種類及び執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員　消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者　水防団長 消防機関の長
災害救助作業 (災害救助法適用救助)	従事命令	災害救助法第24条	県知事 市長(委任を受けた場合)
	協力命令	災害救助法第25条	
災害応急対策作業 (除災害救助)	従事命令	災害対策基本法第71条	県知事 市長(委任を受けた場合)
	協力命令	災害対策基本法第71条	
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長
		災害対策基本法第65条第2項、第3項	警察官・自衛官

災害応急対策作業 （　全　　般　　）	従　事　命　令	警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条第1項	自衛官

2　従事命令等の対象者

命　令　区　分	従　　事　　対　　象　　者
消　　防　　作　　業	火災の現場付近にある者
水　　防　　作　　業	市区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助その他の作業 （ 協 力 命 令 ）	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般 （災害対策基本法による市長の従事命令）	市区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者

3　従事命令等の執行

従事命令の執行については、消防作業のための従事命令は消防吏員、水防作業のための従事命令は基盤整備部吏員、「災害対策基本法」による従事命令は市本部長から委任を受けた吏員が担当する。なお、「災害対策基本法」第65条に基づいて警察官又は自衛官が従事命令を発した場合は、本部事務室に通知する。

4　公用令書の交付

従事命令等を発するとき及び発した命令を取消すときは、「公用令書」を交付する。なお、市長が発する以外の従事命令については、公用令書の交付は必要としない。

上記公用令書を発したときは、従事者から公用令書の受領書を受け取る。

(1)　災害救助法による従事命令**（様式７号）**
(2)　災害救助法による従事命令の取り消し**（様式８号）**
(3)　災害対策基本法による従事、協力命令**（様式９号）**
(4)　災害対策基本法による従事、協力命令の変更命令**（様式10号）**
(5)　災害対策基本法による従事、協力命令の取消命令**（様式11号）**

5　実費弁償

消防法第29条第5項、水防法第24条及び災害対策基本法第65条第1項による従事命令を発した場合の実費弁償は、行わない。ただし、災害対策基本法第71条第2項及び災害救助法第30条第1項により、市長が従事命令等を発した場合の実費弁償は、県が行う。

6　損害補償

従事命令等により災害応急対策に従事した者でそのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、次により損害補償又は扶助金を支給する。

区　　分	災害救助(知事命令)	災害対策基本法(知事命令)	市長の命令
基準根拠	災害救助法施行令	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例	岐阜市消防団員等公務災害補償条例
補償等の種類	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金 打切扶助金	療養補償 休業補償 障害補償 遺族補償 葬祭補償 打切補償	療養補償 休業補償 障害補償 遺族補償 葬祭補償
支給額	施行令に定める額	条例で定める額	条例で定める額
請求様式	**様式12号**	**様式13号**	市で定める様式

7　その他

(1)　従事台帳の作成

従事命令を発した吏員の所属する班は、「従事者台帳」**（様式14号）**を作成し、整備保管する。

(2)　従事できない場合の届出

公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事故等により作業に従事することができない場合は、理由書を添付して市長に届け出る。

3　市本部における自動車、舟艇の確保

(1)　輸送を実施する班は、自動車等の輸送力の確保を要するときは、本部事務室に次の輸送の条件(以下本節において「輸送条件」という。)を明示して確保を要請する。

ア　輸送区間又は借り上げ期間

イ　輸送量又は車両の台数等

ウ　集合の場所及び日時

エ　その他の条件

(2)　本部事務室は、前記要請があったときは、車両等保有班の状況等を考慮し、使用車両等を決定する。

(3)　市本部以外の車両等を使用することを決定したときは、車両については本部事務室が、舟艇については基盤整備政策課が担当して確保する。

基盤整備部における舟艇の借上げについては、下記のとおり実施する。

【救助用舟艇の確保に関する業務】　　開始目標時期：発災～３時間

1　業務の流れ

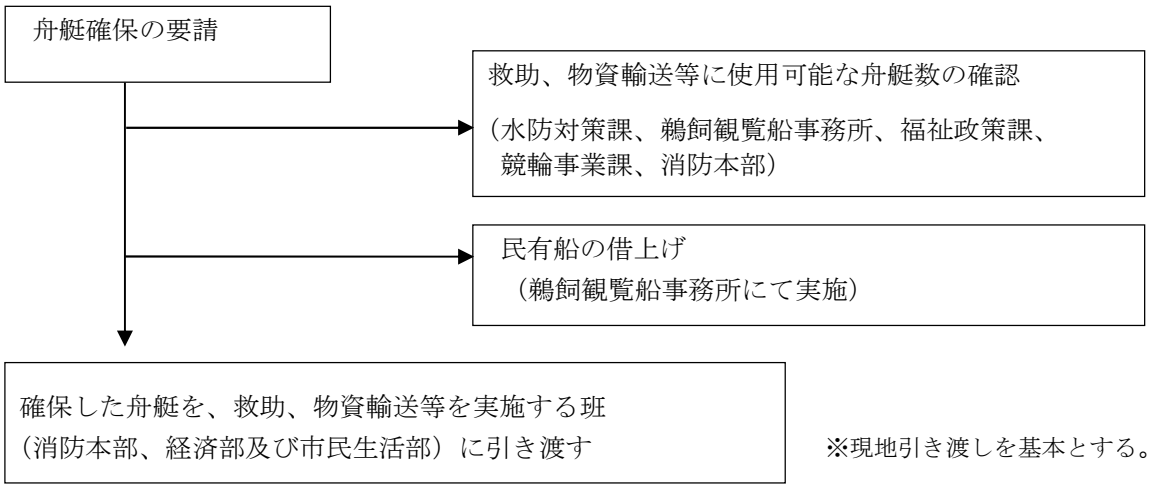

※現地引き渡しを基本とする。

2　留意事項

（１） 舟艇の確保にあたり、国、県等へ要請する場合の連絡調整も基盤整備政策課による。

（２）鵜飼観覧船事務所による船艇確保について
鵜飼観覧船事務所に要請し、鵜飼観覧船事務所所有の船艇と必要な船員を確保する。
鵜飼観覧船事務所所有の船艇だけでは足らない場合、鵜飼観覧船事務所が民有船を借り上げ船員を確保する。

船艇保有の状況　（鵜飼観覧船事務所の連絡先：058-262-0104）

所　有　者	住所（所在地）	電話番号	隻　数	備　考
鵜匠	－	－	6	

※鵜飼観覧船事務所との打ち合わせの中で船艇の責任者、連絡先は個人情報のため公表しないとのこと。

※水防対策課、福祉政策課、競輪事業課、消防本部所有の舟艇は、推進用エンジンが付いていないため、船員は不要である。（船舶免許が不要）

４　輸送の応援

市本部において自動車、舟艇等の確保ができないとき、あるいは市のみでは輸送ができないときは、県本部に輸送条件を明示して、応援の要請をする。ただし、緊急を要するときは、隣接市町村に直接応援を要請する。

※県内近隣市町村の連絡先

市町名	住所	防災担当課	電話
各務原市	各務原市那加桜町1-69	防災対策課	058-383-1190
関　市	関市若草通3丁目1	危機管理課	0575-23-7736
大垣市	大垣市丸の内2-29	危機管理室	0584-47-7385
羽島市	羽島市竹鼻町55	危機管理課	058-392-9915
瑞穂市	瑞穂市別府1288	市民協働安全課	058-327-4130
本巣市	本巣市文殊324	総務課	0581-34-5020
山県市	山県市高木1000-1	総務課防災対策室	0581-32-9100
笠松町	羽島郡笠松町司町1	総務課	058-388-1111
岐南町	羽島郡岐南町八剣7-107	総務課	058-247-1360
北方町	本巣郡北方町長谷川1丁目1	総務危機管理課	058-323-1111

■輸送の応援についての協定

・「災害時における物資の輸送等に関する協定」赤帽岐阜県軽自動車運送協同組合

・「災害時における物資の輸送及び保管等に関する協定」岐阜県トラック協会岐阜支部

５　輸送記録

災害輸送を行った班は、次の記録を作成し整備保管する。

(1)　車両使用書　**様式17号**

(2)　輸送記録簿　**様式18号**

※市本部が確保している車両等、管内民間所有車両数調、管内舟艇保有の状況は、
巻末の【　資　料　】を参照

（様式17号）

車 両 使 用 書

輸 送 機 関		部　　班
使 用 責 任 者 職 氏 名		㊞
車 両	所 属	
	番 号	岐 ・ 岐阜 ・ 飛騨
使 用 の 目 的 内 容		
使 用 区 間 又 は 場 所		
使 用 月 日		月　日　時 ～　月　日　時
備　　考		

（注）　1　用紙は A4 とする。

　　2　舟艇の場合は、本様式に準じて作成する。

（様式18号）

輸　送　記　録　簿

輸送月日	目的	輸送区間（距離）	借り上げ等			修繕					燃料費	実支出額	備考
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕月日	修繕費	故障の概要			
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
					円								
計													

（注）　1 「目的」欄は、主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
2 都道府県又は市町村の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
3 借り上げ車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
4 借り上げ等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借り上げ費を記入すること。

６　費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送又は車両等の借り上げは、慣行料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）による。なお、自家用車等の借り上げについては、借り上げ謝金(運転手付き等)として輸送業者に支払う料金の範囲内(おおむね８割程度以内)で所有者と協議し定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担(運転手付きの場合は賃金)程度の費用とする。

輸送費あるいは借上料の請求に当たっては、「輸送明細書」**様式19号**を請求書に添付して提出する。

（様式19号）

輸　送　明　細　書

従事会社名			会社住所		
車両番号			運転手配		
出庫時間	帰庫時間	稼動時間	走行ｋｍ数	請求金額	備考
作業内容					
発地	着地	作業内容	ｋｍ数（回数）	請求金額	備考
計					

（注）１　用紙は、A4 とする。
２　借り上げ料は、無料の車両であっても燃料費等の請求をするときは、本様式を請求書に添付する。
３　舟艇の借り上げ料等を請求するときは、本様式に準じて作成し、請求書に添付する。

７　災害救助法による輸送の基準

災害輸送のうち、「災害救助法」による救助実施のための輸送及び移送の基準は、次による。

(1)　輸送、移送の範囲

ア　り災者を避難させるための移送

市長、警察官等避難指示者の指示に基づく長距離避難のための移送

イ　医療及び助産のための移送

重篤患者のため医療班で処置できない者等の移送及び医療班関係者の移送

ウ　被災者救出のための輸送

救助のため必要な人員、資材等の輸送及び救出した被災者の移送

エ　飲料水供給のための輸送

飲料水の直接輸送及び確保のために必要な人員、ろ過機その他機械器具、資材の輸送

オ　生活必需物資の輸送

被災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊き出し用食料、学用品及びその他救助に必要な医療衛生材料、医薬品の輸送

カ　遺体捜索のための輸送

遺体の捜索のために必要な人員、資材等の輸送

キ　遺体処理のための輸送

遺体処理のための医療班員又は衛生材料等の移送及び遺体を移動させるために必要な人員、遺体の移送

(2)　上記輸送範囲外の輸送

本部事務室は、県支部救助班を経由して、県本部防災班に範囲外輸送について要請する。なお、要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行う。

ア　輸送の種類及び輸送物資の内容

イ　輸送区間又は距離

ウ　輸送を要する物資等の数量、積載台数等

エ　輸送を実施しようとする期間

オ　輸送のために必要とする経費の内容及び金額

カ　輸送を要する理由

キ　その他

(3)　輸送の期間

各救助の実施期間中とする。

(4)　費用の限度

６　費用の基準及び支払いに示す費用の基準による。

(5)　報告その他手続事務等

本部事務室は、輸送及び移送を実施した各班の実施状況をとりまとめ、「救助日報」**（様式５号）**により毎日その状況を県本部防災班に報告する。なお、輸送に関する記録は、災害救助分と区分し、本部事務室(市本部解散以後は、福祉政策課)において整理、保管する。

（様式 5号）

救　助　日　報

報告機関				受信機関			
発信者				受信者			
報告時限		月　日　時現在		受信時間		月　日　時　分	
避難所開設	開設期間	開設日時	日　時	被服寝具生活必需品給与	県より受入又は前日よりの繰越量		点
		閉鎖予定日	月　日		本日支給	全失世帯数	（　世帯）点
	既存建物	個所数	カ所			半失、床上浸水世帯数	（　世帯）点
		収容人員	人		翌日への繰越量		点
	野外仮設	個所数	カ所	医療、助産救助	医療班	医療班出動数	カ班
		収容人員	人			救助地区	
炊き出し	炊き出し期間	開始月日	月　日			診療者数	医療　人
		終了予定日	月　日				助産　人
	炊き出し箇所数		カ所		医療機関	医療	施設数　カ所
	炊き出し人員	朝	人				診療人員　人
		昼	人			助産	施設数　カ所
		夕	人				診療人員　人
		計	人		救助終了予定月日		月　日
給水	供給地区数		地区	り災者救出	救出地区		
	供給実人員		人		救出をした人員		人
	供給水量				今後救出を要する人員		人
	給水期間	開始月日	月　日		救出終了予定日		月　日
		終了予定日	月　日		救出の方法		
	給水方法						

（様式5号 つづき）

学用品支給	県より受入れ又は前日よりの繰越量			点
	本日支給	小学生	全失世帯	（　　人）　点
			半失(床上浸水)世帯	（　　人）　点
		中学生	全失世帯	（　　人）　点
			半失(床上浸水)世帯	（　　人）　点
	翌日への繰越量			点
埋葬救助	前日までの埋葬			体
	本日埋葬	大人		体
		小人		体
		計		体
	翌日以降の要埋葬数			体
	埋葬終了予定月日			月　日
死体の捜索	捜査地区			
	死体	捜査を要する死体		体
		本日発見死体		体
		今後の要捜索死体		体
	捜査の方法			
	捜査終了予定月日			月　日
仮設住宅	着工月日			戸　月　日
	竣工月日			戸　月　日
住宅修理	着工月日			戸　月　日
	竣工月日			戸　月　日

死体の処理	死亡原因別人員		体
	死体処理	死体洗浄	体
		死体縫合	体
		死体消毒	体
	死体保存	既存建物利用	ヵ所
		仮設建物	ヵ所
	死体処理機関		
	今後死体処理を要する死体		体
	死体処理終了予定月日		月　日
障害物除去	障害物除去を要する戸数		戸
	本日除去した戸数		（計　　戸）　戸
	今後除去を要する戸数		戸
	障害物除去の終了予定月日		月　日
輸送	公用車使用		台
	借上車使用		台
	救助の種類		
人夫	人夫雇上数		人
	従事作業		
	その他		
備考			

８　留意事項

(1)　輸送に当たっては、輸送責任者を同乗させる等、的確な輸送に当たる。

(2)　緊急輸送車両等の確保に必要なときは、関係者に対して車両等の準備を要請するなど緊急輸送の実施に備える。

(3)　緊急車両の燃料の入手が困難な場合は、緊急車両への優先給油を継続するための設備を備えた中核SSを活用する。

９　緊急物資の地域内輸送拠点の運用

(1)　地域内輸送拠点

市は、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間、次の場所を地域内輸送拠点として使用する。

名　　称	所　在　地
岐阜市立女子短期大学	岐阜市一日市場北町 7-1
岐阜市東部体育館	岐阜市芥見 4 丁目
岐阜市柳津町中部防災施設	岐阜市柳津町丸野 2 丁目 52
岐阜流通センター協同組合連合会	岐阜市柳津町流通センター内

協定：災害時における生活用物資の調達、輸送及び保管に関する協定

（岐阜流通センター協同組合連合会）　別冊

(2)　備蓄拠点

市は、北部防災備蓄拠点（旧上下水道事業部庁舎）・南部防災備蓄拠点（旧岐阜南消防署）を使用し、地域内輸送拠点で仕分けされた緊急物資の備蓄及び各避難所への運搬を行う。

(3)　滞留防止対策

ア　経済部は、地域内輸送拠点に輸送された物資を食料、生活必需品、薬品等に分別し、その品目、数量を市本部に報告する。

イ　本部事務室は、各地域に必要な物資の品目、数量を把握し、緊急物資の受け入れ、輸送の調整を行う。

市長公室部は、市のホームページに地域内輸送拠点の地図及び必要な緊急物資の品目、数量を掲載する。なお、緊急物資が充足した場合には、その旨を市のホームページに掲載する。

ウ　基盤整備部は、道路の被災状況等から緊急物資の輸送経路を決定する。

基盤整備部における災害時の輸送経路の選定に関する業務は、下記のとおり実施する。

【災害時の輸送経路の選定に関する業務】　　開始目標時期：１２～２４時間

1　業務の流れ

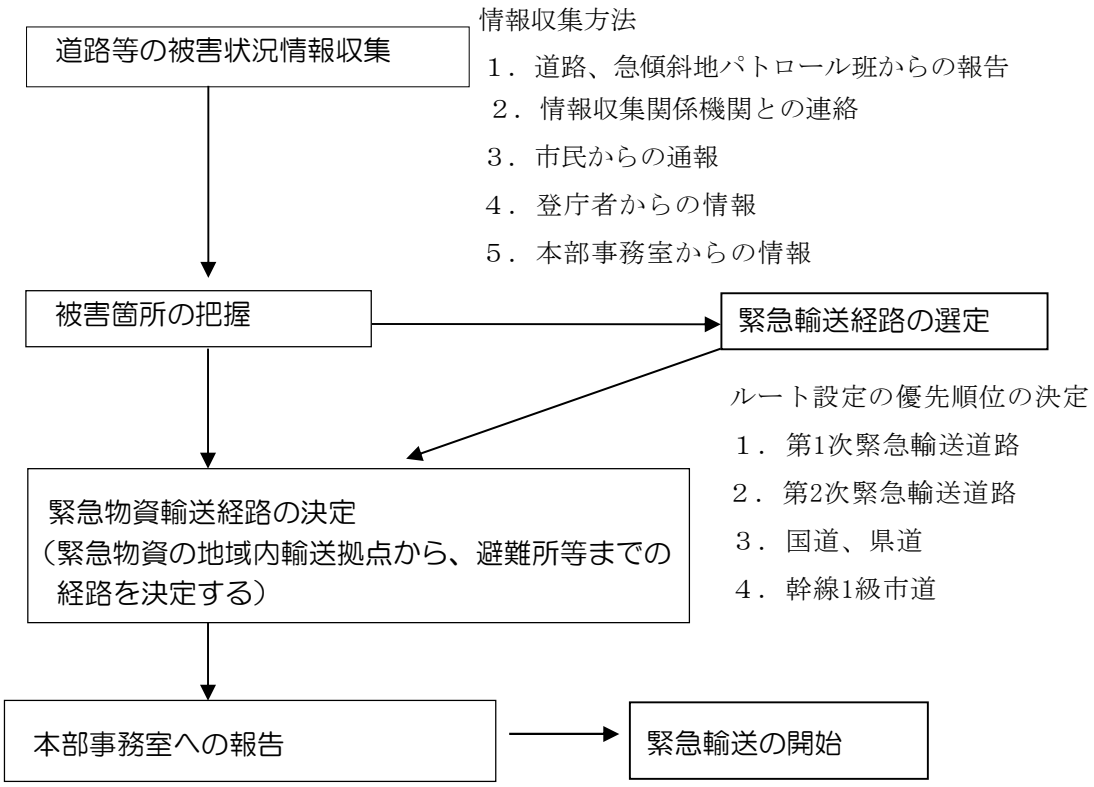

2　留意事項

（１）別紙緊急物資輸送経路図に災害箇所を記載し、緊急物資の地域内輸送拠点から、避難所等までの輸送経路を決定する。

（２）優先順位を考慮し、決定する。

○緊急物資の地域内輸送拠点

名　称	所　在　地
岐阜市立女子短期大学	岐阜市一日市場北町7-1
岐阜市東部体育館	岐阜市芥見4丁目
岐阜市柳津町中部防災施設	岐阜市柳津町丸野2丁目52
岐阜流通センター協同組合連合会	岐阜市柳津町流通センター内

○情報収集関係機関の連絡先

関係機関	電話番号
国土交通省中部地方整備局 岐阜国道事務所	058-271-9811
岐阜土木事務所施設管理課	058-214-9602
東邦ガス㈱岐阜営業所	058-272-2166
中部電力㈱岐阜営業所	0120-98-5910
西日本電信電話㈱岐阜支店	058-214-8417
上下水道事業部上水道事業課	058-259-7513 内線4033
上下水道事業部下水道事業課	058-259-7514 内線4034
上下水道事業部営業課	058-259-7516 内線4036

エ　経済部、市民生活部及び環境部は、基盤整備部が決定した輸送経路により、地域防災計画や各部の災害応急対策マニュアル等に基づき、避難所等に緊急物資を迅速に搬送する。

○各部の搬送に関する業務について

①経済部

・経済政策課　…災害救助用食料、物資の確保、運搬及び配分計画に関すること

・企業立地推進課　…災害対策用物資、災害救助用物資の確保及び運搬に関すること
他都市からの救援物資受入れに関すること

・労政・経営支援課　…災害対策用物資、災害救助用物資の確保及び運搬の応援に関すること

・農地整備課　…災害救助用食料、物資の確保、運搬及び配分計画に関すること

・畜産課　…家畜資材及び生産物の流通対策に関すること

・中央卸売市場　…災害時における生産物等の入荷対策に関すること

・食肉地方卸売市場　…災害時における食肉等の入荷対策に関すること

②ぎふ魅力づくり推進部

・観光コンベンション課…他都市からの救援物資受入れの応援に関すること

・鵜飼観覧船事務所　…舟艇の確保（借り上げ）、船員の手配に関すること
他都市からの救援物資受入れの応援に関すること

③市民生活部

・市民生活政策課　…災害備蓄品（小学校・コミセン）の運搬に関すること
・防犯・交通安全課　…災害備蓄品（小学校・コミセン）の運搬に関すること
・消費生活課　…災害備蓄品（小学校・コミセン）の運搬に関すること
・市民課　…義援用物品の受理及び配分計画に基づく運搬に関すること
・国保・年金課　…災害備蓄品（小学校・コミセン）の運搬に関すること

④環境部

・低炭素・資源循環課　…災害対策用物資の運搬に関すること
・環境保全課　…災害対策用物資の運搬に関すること

オ　物資運搬等において人員の確保ができないときは、本部事務室に消防団の応援を要請する。

要請を受けた本部事務室は、災害対応活動終息後の消防団の団員派遣及び団車両活用について消防本部（警防本部）に応援の要請をする。

【物資運搬等に係る消防団への連絡体制】

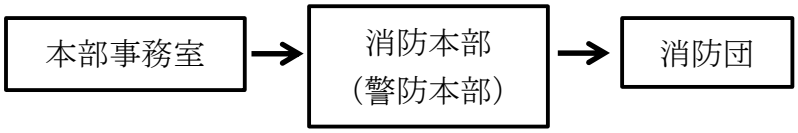

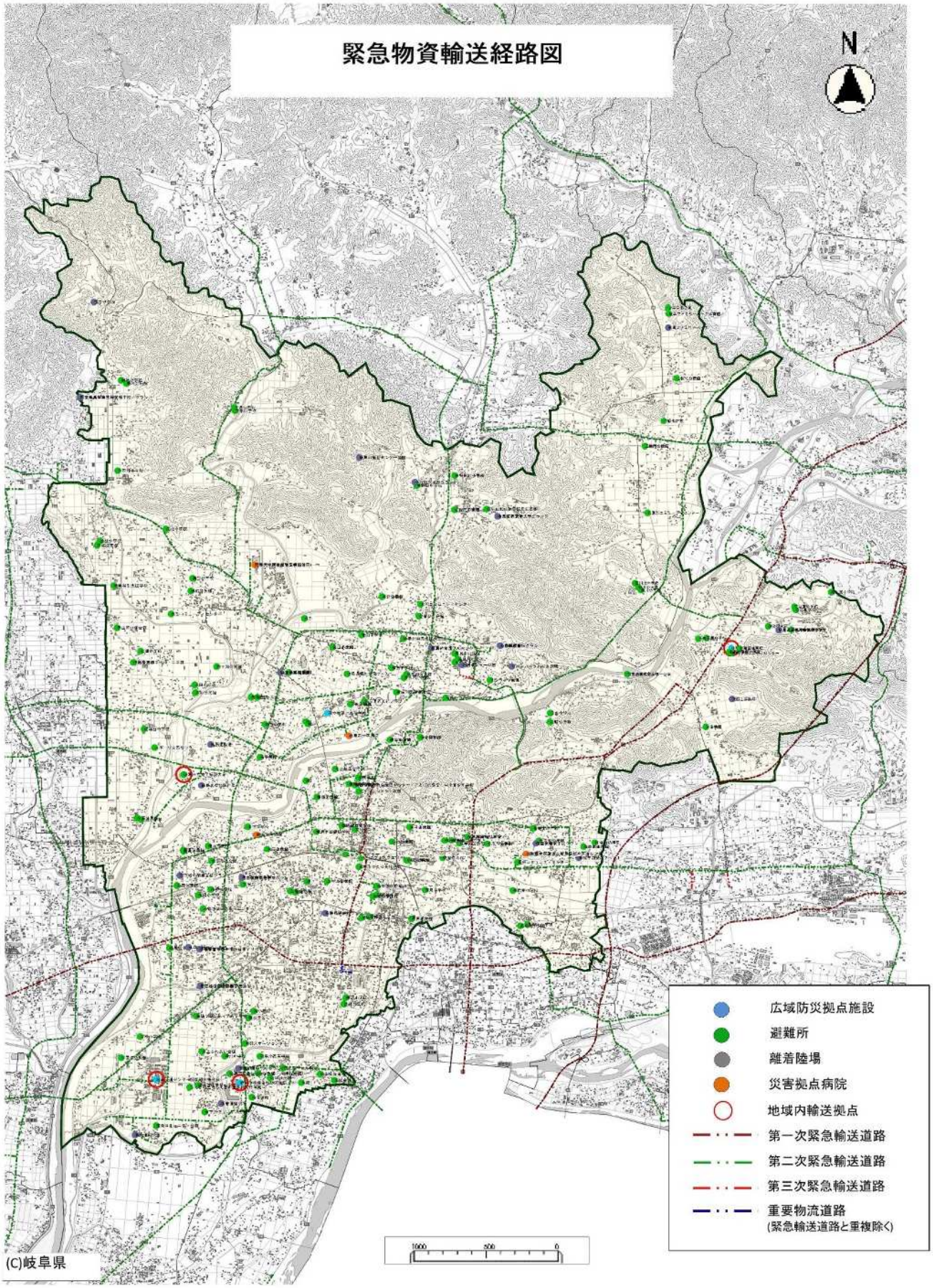
緊急物資輸送経路図
N
広域防災拠点施設
避難所
離着陸場
災害拠点病院
地域内輸送拠点
第一次緊急輸送道路
第二次緊急輸送道路
第三次緊急輸送道路
重要物流道路
(緊急輸送道路と重複除く)
(C)岐阜県
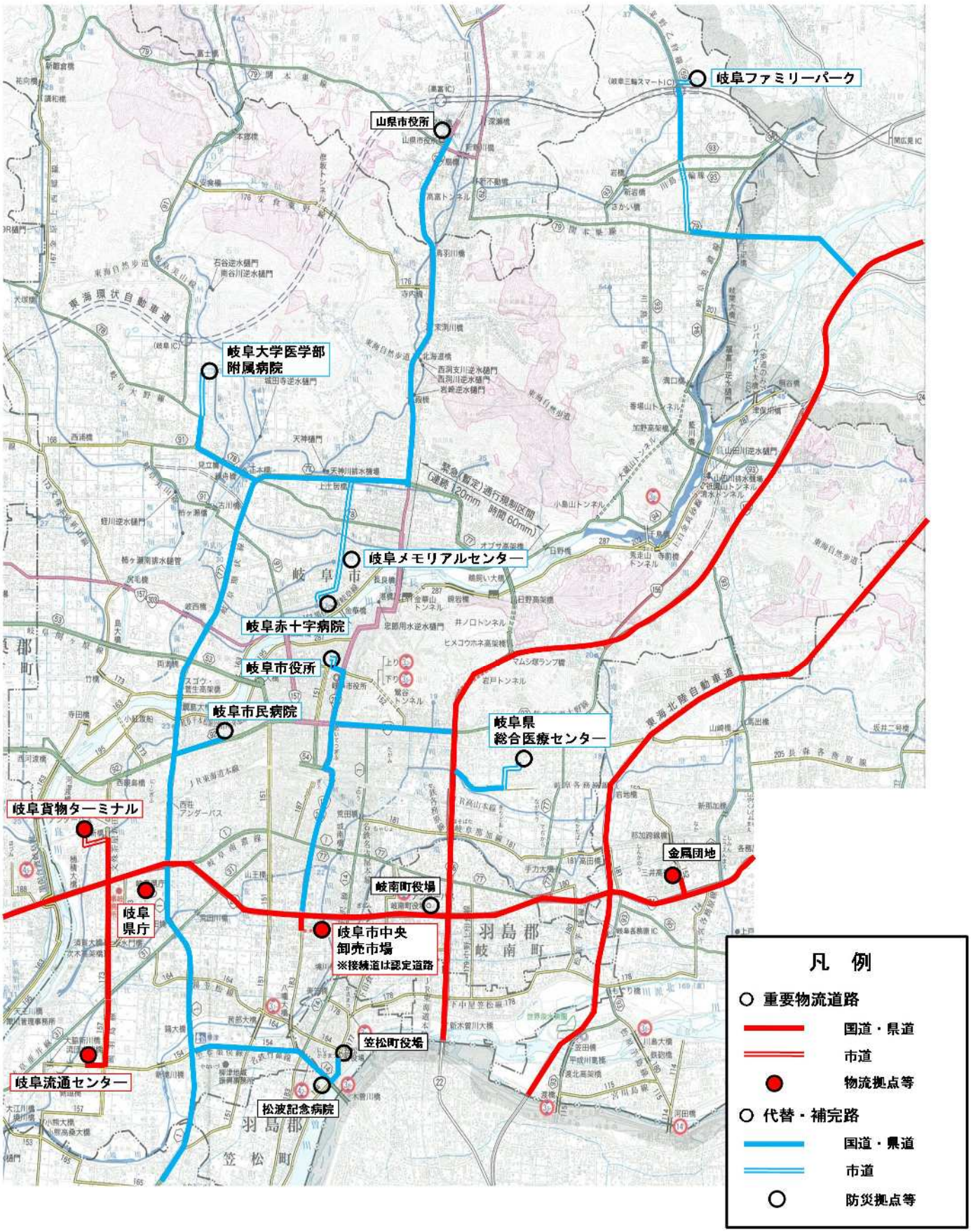
重要物流道路及び代替・補完路（岐阜市）